

(介護予防)訪問看護実地指導 事前提出資料

事業者名(法人名) :

事業者(法人)代表者職・氏名 :

事業所名 :

(住所) : 新潟市

担当者職・氏名 :

(連絡先 TEL)

指導年月日 :

年 月 日

(提出資料)

- ① 自己点検表
- ② 勤務実績表
- ③ 加算等一覧、自己点検表(加算等)
- ④ 状況報告書
- ⑤ パンフレット等事業所の概要がわかるもの
- ⑥ 組織図(職・氏名が入っているもの)
- ⑦ 平面図(上記⑤に平面図が含まれている場合は省略可)
- ⑧ サービス契約書、重要事項説明書

自己点検表（（介護予防）訪問看護）

事業所名称		点検年月日	
記入者職氏名			

※ 「I人員基準からⅢ運営基準」までは、別に定める場合を除き、居宅介護サービス及び介護予防サービス共通とします。その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、訪問看護を介護予防訪問看護に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、それぞれ読み替えてください。

※ 根拠条文は、「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」を指します。

※ この表の中で「指定訪問看護ステーション」とは病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所をいいます。

※ この表の中で「指定訪問看護を担当する医療機関」とは病院又は診療所である指定訪問看護事業所をいいます。

太枠で囲っている点検事項の点検結果を記入してください。なお、他に勤務実績表、加算一覧、自己点検表(加算等)のシートも記入してください。

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	記 入 欄
			適	不適				
I 人員基準								
【点検項目「1看護師等の員数」及び「2管理者」については、指定訪問看護ステーションの場合記入してください。】								
1 看護師等の員数	(1)	訪問看護従業者を、以下の基準を満たして、配置していますか。 ・ 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を、常勤換算方法で、2.5以上 ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を実情に応じた適当数 → 下記の数値について記載してください。 ① 常勤専従の看護職員の人数 (人) ② 常勤職員（1人当たり）の1ヶ月の通常勤務すべき時間 (時間) ③ 非常勤・非専従の看護職員の1ヶ月間の勤務時間の総合計 (時間) ④ ① + (③ ÷ ②) の値（小数点以下第2位切り捨て） ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注) 常勤とは、当該事業所における勤務時間数が就業規則等で定められている常勤者が勤務すべき時間数（週に勤務すべき時間が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいうものであること。	条例第65条第1項第1号（第65条第1項第1号）	職員名簿、職員勤務表、資格証	※（ 適 ・ 要検討 ・ 否 ）
	(2)	看護職員のうち1人は常勤ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

点検項目	確認事項	点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄	
		適	不適					
2 管理者	(1) a	常勤の保健師又は看護師である管理者を配置していますか。 ※ 管理者の長期間の疾病等やむを得ない理由がある場合保健師等以外の者を管理者とすることができ、市長に認められた者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第66条第1項、第2項（条例第66条第1項、第2項）	職員名簿、職員勤務表、資格証	※（適・要検討・否）
	b	管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第66条第3項（条例第66条第3項）	職員名簿、職員勤務表、資格証	※（適・要検討・否）
	c	管理者は、専ら指定訪問看護ステーションの管理業務に専従していますか。 《注意》 管理者が管理業務に専従している場合は「適」にチェックし、次の(1)-dの回答は不要です。 専従していない場合は「不適」にチェックし、次の(1)-dを回答してください。 ※ 基準上、管理業務に支障がないときは兼務が可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※「不適」の場合チェック <input type="checkbox"/> 他の職種等と兼務のため <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）	条例第66条第1項（条例第66条第1項）	職員勤務表、組織図	※（適・要検討・否）
	d	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・指定訪問看護ステーション内で他職種と兼務している場合はその職種名 （ ） ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間：（ ） 《注意》 回答スペースが足りない場合は、適宜行を追加するなどの対応をお願いします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第66条第1項（条例第66条第1項）	職員勤務表、組織図	※（適・要検討・否）

(注) 「勤務表(実地指導月の前々月分)」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。

- ①兼務を含めた職種
- ②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間
- ③常勤・非常勤の別
- ④利用者数(実績)

また、既存の勤務を管理した表が勤務実績表の項目を満たすものであれば、その添付により代えることができます。

点検項目	確認事項	点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄	
		適	不適					
Ⅱ 設備基準								
1 設備及び備品等	(1)	<p>【指定訪問看護ステーション】</p> <p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室が設けられ、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※同一敷地内に他の事業所等がある場合は、必要な広さを有する専用の区画を設けることで可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第67条第1項（条例第67条第1項）	平面図（現地確認）	※（適・要検討・否）
		<p>【指定訪問看護を担当する医療機関】</p> <p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※業務に支障がないときは、区画が明確に特定されていればよく、また、設備等は当該医療機関の診療用のものを使用可。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第67条第2項（条例第67条第2項）	平面図（現地確認）	※（適・要検討・否）
	(2)	<p>設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び看護師等の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平面図（現地確認）	※（適・要検討・否）

点検項目	確認事項	点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄																			
		適	不適																							
Ⅲ 運営基準																										
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) a	<p>指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。なお、同意については、書面によって確認していますか。</p> <p>※重要事項説明書に記載されているものに○印を記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第9条準用（第51条の2） 重要事項説明書等	※（ 適 ・ 要検討 ・ 否 ）																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>記入欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・事業の目的及び運営方針</td><td></td></tr> <tr><td>・従業者の職種、員数及び職務の内容</td><td></td></tr> <tr><td>・営業日及び営業時間</td><td></td></tr> <tr><td>・サービス内容</td><td></td></tr> <tr><td>・利用料その他の費用の額</td><td></td></tr> <tr><td>・通常の事業の実施地域</td><td></td></tr> <tr><td>・サービス利用に当たっての留意事項</td><td></td></tr> <tr><td>・緊急時における対応方法</td><td></td></tr> <tr><td>・事故発生時の対応</td><td></td></tr> <tr><td>・苦情処理の体制</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>記載している苦情申出窓口を記入してください。</p>	項目	記入欄				・事業の目的及び運営方針		・従業者の職種、員数及び職務の内容		・営業日及び営業時間		・サービス内容		・利用料その他の費用の額		・通常の事業の実施地域		・サービス利用に当たっての留意事項		・緊急時における対応方法		・事故発生時の対応		・苦情処理の体制
項目	記入欄																									
・事業の目的及び運営方針																										
・従業者の職種、員数及び職務の内容																										
・営業日及び営業時間																										
・サービス内容																										
・利用料その他の費用の額																										
・通常の事業の実施地域																										
・サービス利用に当たっての留意事項																										
・緊急時における対応方法																										
・事故発生時の対応																										
・苦情処理の体制																										
	b	<p>指定訪問看護の提供の開始に当たっての利用申込者の同意については、書面によって確認していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			※（ 適 ・ 要検討 ・ 否 ）																			
2 提供拒否の禁止	(1)	<p>正当な理由（※）なく指定訪問看護の提供を拒んだことはありませんか。</p> <p>※ ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合 等</p> <p>《注意》 拒んだことがない場合は「適」に、拒んだことがある場合は「不適」にチェックしてください。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第10条準用（第51条の3） 利用申込受付簿、苦情受付簿等	※（ 適 ・ 要検討 ・ 否 ）																			
3 サービス提供困難時の対応	(1)	<p>上記2（1）の正当な理由や利用申込者の病状、通常の事業の実施地域等により、自ら適切な指定訪問看護の提供が困難な場合、利用申込者に係る主治医及び居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第68条（条例第68条） サービス提供依頼書等	※（ 適 ・ 要検討 ・ 否 ）																			

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
4 受給資格等の確認	(1)	被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第12条第1項準用（第51条の5第1項）	被保険者証の写し、利用者に関する記録等	※（適・要検討・否）
	(2)	被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、その意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第12条第2項準用（第51条の5第2項）		※（適・要検討・否）
5 要介護認定の申請に係る援助	(1)	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第13条第1項準用（第51条の6第1項）	利用者に関する記録	※（適・要検討・否）
	(2)	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				※（適・要検討・否）
	(3)	居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第13条第2項準用（第51条の6第2項）		※（適・要検討・否）
6 心身の状況等の把握	(1)	利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第14条準用（第51条の7）	利用者に関する記録、サービス担当者会議の記録等	※（適・要検討・否）
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1)	指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第69条第1項（条例第68条第1項）	情報提供に関する記録	※（適・要検討・否）
	(2)	指定訪問看護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第69条第2項（条例第68条第2項）	指導に関する記録	※（適・要検討・否）

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	記 入 欄
			適	不適				
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	(1)	<p>指定訪問看護の提供の開始に際し、法定代理受領サービスの届出をしていない利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 「法定代理受領サービス」とは、居宅サービス事業者に対し、市又は国保連から直接居宅サービス費（利用者負担分を除く）が支払われる場合の居宅サービス（指定訪問看護）のことをいう。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第16条準用（第51条の9）	利用者の届出書	※（適・要検討・否）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1)	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った指定訪問看護を提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第17条準用（第51条の10）	居宅サービス計画 訪問看護介護計画等 サービス提供記録等 (現地確認)	※（適・要検討・否）
10 居宅サービス計画等の変更の援助	(1)	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡など必要な援助を行っていますか。</p> <p>※ 利用者の状態の変更等により、追加的なサービスが必要になった場合等で利用者が変更の必要性に同意した場合を含む</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第18条準用（第51条の11）	同上	※（適・要検討・否）
11 身分を証する書類の携行	(1)	看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第19条準用（第51条の12）	就業規則、業務マニュアル、身分を証する書類	※（適・要検討・否）

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
12 サービス提供の記録	(1)	指定訪問看護を提供した際は、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第20条第1項準用（第51条の13第1項）	サービス提供票、居宅サービス計画、訪問看護報告書等	※（適・要検討・否）
	(2)	利用者からの申出があった場合に、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第20条第2項準用（第51条の13第2項）	訪問看護計画書等	※（適・要検討・否）
13 利用料等の受領	(1)	法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第70条第1項（条例第70条第1項）	サービス提供票、領収証控	※（適・要検討・否）
	(2)	法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際の利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は老人訪問看護療養費の対象となる健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律上の指定訪問看護の費用の額の間不合理な差額を設けていませんか。 《注意》 設けていない場合は「適」に、設けている場合は「不適」にチェックしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第70条第2項（条例第70条第2項）	運営規程（利用料その他の費用の確認）、サービス提供票、領収証控	※（適・要検討・否）
	(3)	利用者の選定により通常の事業の実施地域外での指定訪問看護に要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ※ 「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定する利用者については、上記交通費を保険給付外費用として徴収することは不可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第70条第3項（条例第70条第3項）	重要事項説明書、運営規程（実施区域の確認）、領収証控	※（適・要検討・否）
14 保険給付の請求のための証明書の交付	(1)	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 ※ ここでいう「サービス提供証明書」は、利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したものをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第22条準用（第52条の2）	サービス提供証明書控	※（適・要検討・否）

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
15 指定訪問看護の基本取扱方針	(1)	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止（利用者の介護予防）に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第71条第1項（条例第76条第1項）	訪問看護計画書、訪問看護記録、利用者に関する記録	※（適・要検討・否）
	(2)	自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第71条第2項（条例第76条第2項）	状況報告書の3(5)等	※（適・要検討・否）
16 指定訪問看護の具体的取扱方針	(1)	指定訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第72条第1号（条例第77条第6号）	訪問看護計画書	※（適・要検討・否）
	(2)	指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第72条第2号（条例第77条第7号）	パンフレット等	※（適・要検討・否）
	(3)	医学の進歩に対応した適切な看護技術をもって指定訪問看護を提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第72条第3号（条例第77条第8号）	研修参加状況がわかる書類等	※（適・要検討・否）
	(4)	常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切に指導を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第72条第4号（条例第77条第1号）	訪問看護計画書、訪問看護記録、相談助言記録	※（適・要検討・否）

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄	
			適	不適					
17 主治の医師との関係	(1)	主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第73条第1項(条例第78条第1項)	医師との連絡記録	※(適・要検討・否)	
	(2)	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医の指示書を受領していますか(指定訪問看護を担当する医療機関は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という)への記載をもって代えることができます)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第73条第2項(条例第78条第2項)	医師の指示書	※(適・要検討・否)	
	(3)	定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し(指定訪問看護を担当する医療機関は、診療記録への記載をもって代えることができます)、指定訪問看護の提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第73条第3項(条例第78条第3項)	訪問看護計画書・訪問看護報告書	※(適・要検討・否)	
	(4)	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を電子的な方法により主治医に提出する場合、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤による電子署名を施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準省令第69条第3項解釈通知	訪問看護計画書・訪問看護報告書	※(適・要検討・否)	
18 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	(1)	a	看護師等(この項目のみ准看護師を除く)は利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標やこの目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第74条第1項(条例第77条第2号)	訪問看護計画書	※(適・要検討・否)
		b	訪問看護計画書は、居宅サービス計画等の内容書に沿って作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第74条第2項(条例第77条第3号)	訪問看護計画書、居宅サービス計画	※(適・要検討・否)
	(2)	a	訪問看護計画書の主要な事項について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第74条第3項(条例第77条第4号)	訪問看護計画書	※(適・要検討・否)
		b	理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであることを利用者又はその家族に説明し、利用者から同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準省令第70条第3項解釈通知	訪問看護計画書	※(適・要検討・否)

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
	(3)	訪問看護計画書を利用者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第74条第4項(条例第77条第5号)	訪問看護計画書	※(適・要検討・否)
	(4)	訪問日・提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第74条第5項(条例第77条第11号)	訪問看護報告書	※(適・要検討・否)
	(5)	理学療法士等が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士等が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士等が連携して作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		基準省令第70条第5項解釈通知	訪問看護計画書・報告書	※(適・要検討・否)
	(6)	管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第74条第6項(条例第77条第12号)	訪問看護計画書・訪問看護報告書	※(適・要検討・否)
	(7)	a 訪問看護計画書の作成後、当該訪問看護計画書の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問看護計画書の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			訪問看護計画書	※(適・要検討・否)
		b 訪問看護計画書を変更する場合は、上記(1)～(5)を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			訪問看護計画書	※(適・要検討・否)
19 同居家族に対する訪問看護の禁止	(1)	看護師等が同居家族に対して、指定訪問看護を提供していませんか。 《注意》 していない場合は「適」に、している場合は「不適」にチェックしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第75条(条例第71条)	(現地確認)	※(適・要検討・否)
20 利用者に関する市への通知	(1)	利用者が以下の事項に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して市への通知を行っていますか。 ・ 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・ 偽りその他不正な行為により給付を受けた、又は受けようとした場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第27条準用(第52条の3)	市への通知の写し等	※(適・要検討・否)
21 緊急時等の対応	(1)	指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第76条(条例第72条)	状況報告書の3(1)等	※(適・要検討・否)
22 管理者の責務	(1)	管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第56条準用(第54条)	組織図等	※(適・要検討・否)

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
23 運営規程	(1)	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 緊急時等における対応方法 ・ その他運営に関する重要事項 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第77条 (条例第73条)	運営規程	※ (適 ・ 要検討 ・ 否)
24 勤務体制の確保等	(1)	利用者に対し、適切な指定訪問看護を提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第32条第1項準用（第55条の2第1項）	職員勤務表	※ (適 ・ 要検討 ・ 否)
	(2)	事業所ごとに、事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供していますか。 《注意》 「看護師等」とは、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にある者を指す。なお、訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第32条第2項準用（第55条の2第2項）	職員勤務表、組織図等	※ (適 ・ 要検討 ・ 否)
	(3)	看護師等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第32条第3項準用（第55条の2第3項）	状況報告書の3(4)等	※ (適 ・ 要検討 ・ 否)
25 衛生管理等	(1)	看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ※ 看護師等が感染源となることを予防する、また感染の危険から守るための対策を講じることを含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第33条第1項準用（第55条の3第1項）	状況報告書の3(3)等	※ (適 ・ 要検討 ・ 否)
	(2)	設備及び備品等について、衛生的な管理に務めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第33条第2項準用（第55条の3第2項）	状況報告書の3(3)等	※ (適 ・ 要検討 ・ 否)

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
26 掲示	(1)	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第34条準用（第55条の4）	事業所内掲示物（現地確認）	※（適・要検討・否）
27 秘密保持等	(1)	従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第35条第2項準用（第55条の5第2項）	状況報告書の3（6）等	※（適・要検討・否）
	(2)	サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。 ※ 指定訪問看護の提供開始時における包括的な同意で可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第35条第3項準用（第55条の5第3項）	重要事項説明書等	※（適・要検討・否）
28 広告	(1)	虚偽又は誇大な広告をしていませんか。 《注意》 していない場合は「適」に、している場合は「不適」にチェックしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第36条準用（第55条の6）	パンフレット等	※（適・要検討・否）
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 《注意》 していない場合は「適」に、している場合は「不適」にチェックしてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第37条準用（第55条の7）	会計帳簿	※（適・要検討・否）
30 苦情処理	(1)	指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第38条第1項準用（第55条の8第1項）	状況報告書の3（2）等	※（適・要検討・否）
	(2)	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第38条第2項準用（第55条の8第2項）	状況報告書の3（2）等	※（適・要検討・否）
	(3)	苦情があった場合、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			苦情受付簿等	※（適・要検討・否）
	(4)	指定訪問看護に対する苦情に関する市・国保連の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 ※ 市又は国保連からの求めがあった場合、改善の内容を報告することを含む	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第38条第3項～第6項準用（第55条の8第3項～第6項）	市・国保連への調査報告書類等	※（適・要検討・否）

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	記入欄
			適	不適				
31 地域との連携	(1)	提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第39条準用（第55条の9）		※（適・要検討・否）
32 事故発生時の対応	(1)	指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第40条第1項準用（第55条の10第1項）	状況報告書の3(1)等	※（適・要検討・否）
	(2)	事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第40条第2項準用（第55条の10第2項）	事故・ヒヤリハット報告書	※（適・要検討・否）
	(3)	賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第40条第3項準用（第55条の10第3項）	状況報告書の3(1)等	※（適・要検討・否）
	(4)	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			状況報告書の3(1)等	※（適・要検討・否）
33 会計の区分	(1)	事業所ごとに経理を区分するとともに、他の事業との会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第41条準用（第55条の11）	収支決算報告書等	※（適・要検討・否）
34 記録の整備	(1)	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第78条第1項（条例第74条第1項）	関係書類	※（適・要検討・否）
	(2)	指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医による指示書 ・訪問看護計画書 ・訪問看護報告書 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・利用者に関する市への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		条例第78条第2項（条例第74条第2項）	訪問看護計画書・訪問看護報告書・サービス実施記録等	※（適・要検討・否）

加算等一覧

- 介護給付費算定加算一覧(貴事業所で実地指導月の前々月から過去1年間で算定した加算等の名称を記載すること。)

(介護予防)訪問看護	算定した加算等の名称

自己点検表（加算等）

※加算一覧表に記入したものを自己点検してください。
 なお、現地確認を容易にするため、実地指導時には算定根拠となった書類をあらかじめ準備しておいてください。

点検項目	点検事項	点検結果	備考
訪問看護			
20分未満の訪問看護	20分未満の訪問看護	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供表
	居宅サービス計画又は訪問看護計画に20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回以上含む	<input type="checkbox"/> 該当	居宅サービス計画、訪問看護計画書
	サービス提供を24時間行うことができる体制	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急時訪問看護加算体制の届出	<input type="checkbox"/> あり	
准看護師の訪問		<input type="checkbox"/> あり	
理学療法士等の訪問 【平成30年4月1日から】	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	<input type="checkbox"/> あり	サービス提供表
	毎回の訪問時において記録した訪問看護記録書等を用い、看護職員及び理学療法士等との間で利用者の状況、実施した内容を共有	<input type="checkbox"/> あり	ケース記録
	訪問看護計画書及び訪問看護報告書は看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護計画書及び報告書
	主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士等が実施した内容も一体的に含んでいる	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書及び報告書
	複数事業所から訪問看護を受けている利用者について、訪問看護事業所間で連携を図って訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用開始時（利用者が過去2月間（暦月）において当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む。）の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合。）及び状態の変化等に合わせて、定期的な看護職員による訪問（主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場 合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等）による利用者の状態の適切な評価	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
集合住宅減算 【平成30年4月1日から】	① 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 ※②に該当する場合は除く	<input type="checkbox"/>	該当	
	② 上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり事業所における1月当たり50人以上の場合	<input type="checkbox"/>	該当	
	③ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対するサービスの提供 ※ ①②以外の建物を指す事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供	<input type="checkbox"/>	該当	
集合住宅減算 【平成30年3月31日まで】	① 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。	<input type="checkbox"/>	該当	
	② 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対するサービスの提供 ※ ①以外の有料老人ホーム等を指す。	<input type="checkbox"/>	該当	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所名等の届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	サービス提供を24時間行うことができる体制	<input type="checkbox"/>	あり	
	緊急時訪問看護加算体制の届出	<input type="checkbox"/>	あり	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
夜間加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が18時～22時の間	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
早朝加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が6時～8時の間	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
深夜加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が22時～6時の間	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表

点検項目	点検事項	点検結果		備考
複数名訪問加算	一人で看護を行うことが困難な場合	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用者又は家族等の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はPT、OT、ST	<input type="checkbox"/>	該当→(Ⅰ)を算定	ケース記録
	【平成30年4月1日から】 看護職員等と看護補助者による訪問	<input type="checkbox"/>	該当→(Ⅱ)を算定	
	【平成30年4月1日から】 看護補助者は訪問看護事業所に雇用されている者	<input type="checkbox"/>	該当	雇用契約書
長時間訪問看護加算	1時間30分以上の訪問看護	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
	以下のいずれか。 1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 4 真皮を越える褥瘡の状態 5 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	<input type="checkbox"/>	該当	主治医の指示書等
特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	<input type="checkbox"/>	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住する利用者へのサービス提供	<input type="checkbox"/>	該当	
	通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った	<input type="checkbox"/>	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応できる体制	<input type="checkbox"/>	あり	
	利用者又はその家族等の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
	同じ月の2回目以降は早朝・夜間、深夜加算の算定である。	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	24時間連絡体制加算(医療保険)の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	<input type="checkbox"/>	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無	<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
特別管理加算（Ⅱ）	以下のいずれか。 1 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 2 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 3 真皮を越える褥瘡の状態 4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	□	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	□	あり	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算の算定の有無	□	なし	
	医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定の有無	□	なし	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	□	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無	□	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
ターミナルケア加算	24時間連絡及び訪問の体制	<input type="checkbox"/>	あり	
	ターミナルケア提供において以下の記録がなされている。 ・ 終末期の身体症状の変化及び看護についての身体状況の変化等必要な記録 ・ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過 ・ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向に基づくアセスメント及び対応の経過		あり	ケース記録
	厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応している	<input type="checkbox"/>	該当	
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用者及び家族に説明し同意を得ている。	<input type="checkbox"/>	該当	ターミナルケア計画等
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアの実施又は、ターミナルケア後24時間以降の死亡	<input type="checkbox"/>	あり	ケース記録
	他の医療及び介護関係者との十分な連携	<input type="checkbox"/>	あり	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問介護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
サービス提供体制強化加算	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施	<input type="checkbox"/>	該当	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/>	定期的実施	会議記録（1月に1回以上）
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	4 勤続年数3年以上の看護師等の数	<input type="checkbox"/>	3割以上	加算別表1を作成すること

点検項目	点検事項	点検結果		備考
医療保険の訪問看護を利用している場合の減算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	<input type="checkbox"/>	あり	
	急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、主治の医師（老健の医師を除く）の特別の指示	<input type="checkbox"/>	あり	主治医の指示書等
	（医療機関の訪問看護の場合） 頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等を診療録に記載	<input type="checkbox"/>	あり	診療録
初回加算	利用者に対し過去2月に、訪問看護の提供を行っていない場合で、新規に訪問看護計画を作成	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供記録等
退院時共同指導加算	看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供）を実施	<input type="checkbox"/>	あり	提供文書の写し等
	初回加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
看護・介護職員連携強化加算	たん吸引等の業務実施の登録を受けた訪問介護事業所との連携	<input type="checkbox"/>	あり	
	看護職員が訪問介護員に同行して業務の実施状況について確認、又は看護職員が安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席	<input type="checkbox"/>	あり	サービス提供記録、会議記録等
	サービス提供を24時間行うことができる体制	<input type="checkbox"/>	あり	
	緊急時訪問看護加算体制の届出	<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
看護体制強化加算（Ⅰ） 【平成30年4月1日から】	1 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	5割以上	加算別表2を作成すること
	2 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	3割以上	加算別表2を作成すること
	3 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者	<input type="checkbox"/>	5名以上	
	4 利用者又はその家族の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
	5 医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取組を実施	<input type="checkbox"/>	該当	
	6 上記1～3の割合及び人数について継続的に維持し、その割合及び人数を台帳等により毎月記録している	<input type="checkbox"/>	該当	台帳等
看護体制強化加算（Ⅱ） 【平成30年4月1日から】	1 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	5割以上	加算別表2を作成すること
	2 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	3割以上	加算別表2を作成すること
	3 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者	<input type="checkbox"/>	1名以上	
	4 利用者又はその家族の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
	5 医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取組を実施	<input type="checkbox"/>	該当	
	6 上記1～3の割合及び人数について継続的に維持し、その割合及び人数を台帳等により毎月記録している	<input type="checkbox"/>	該当	台帳等

点検項目	点検事項	点検結果		備考
看護体制強化加算 【平成30年3月31日まで】	1 算定日が属する月の前3月において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	5割以上	
	2 算定日が属する月の前3月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	3割以上	
	3 算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者	<input type="checkbox"/>	1名以上	
	4 上記1～3の割合及び人数について継続的に維持し、その割合及び人数を台帳等により毎月記録している	<input type="checkbox"/>	該当	台帳等
	5 利用者又はその家族の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
介護予防訪問看護				
20分未満の訪問看護	20分未満の訪問看護	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
	居宅サービス計画又は訪問看護計画に20分以上の訪問看護を週1回以上含む	<input type="checkbox"/>	該当	居宅サービス計画、訪問看護計画書
	サービス提供を24時間行うことができる体制	<input type="checkbox"/>	あり	
	緊急時訪問看護加算体制の届出	<input type="checkbox"/>	あり	
准看護師の訪問		<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
理学療法士等の訪問 【平成30年4月1日から】	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問	<input type="checkbox"/>	あり	サービス提供表
	毎回の訪問時において記録した介護予防訪問看護記録書等を用い、看護職員との間で利用者の状況、実施した内容の共有	<input type="checkbox"/>	あり	ケース記録
	訪問看護計画書及び報告書は看護職員と理学療法士等が連携して作成	<input type="checkbox"/>	あり	訪問看護計画書及び報告書
	主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士等が実施した内容も一体的に含んでいる	<input type="checkbox"/>	該当	訪問看護計画書及び報告書
	複数事業所から介護予防訪問看護を受けている利用者について、事業所間で連携を図って計画書及び報告書を作成	<input type="checkbox"/>	該当	
	利用開始時及び状態の変化等に合わせて、定期的な看護職員による訪問による利用者の状態の適切な評価	<input type="checkbox"/>	あり	
集合住宅減算 【平成30年4月1日から】	① 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 ※②に該当する場合は除く	<input type="checkbox"/>	該当	
	② 上記①の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり事業所における1月当たり50人以上の場合	<input type="checkbox"/>	該当	
	③ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対するサービスの提供 ※ ①②以外の建物を指す	<input type="checkbox"/>	該当	
集合住宅減算 【平成30年3月31日まで】	① 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対するサービス提供 ※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。	<input type="checkbox"/>	該当	
	② 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対するサービスの提供 ※ ①以外の有料老人ホーム等を指す。	<input type="checkbox"/>	該当	
夜間加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が18時～22時の間	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表

点検項目	点検事項	点検結果		備考
早朝加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が6時～8時の間	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
深夜加算	計画に位置付けられたサービス開始時刻が22時～6時の間	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
複数名訪問加算	一人で看護を行うことが困難な場合	<input type="checkbox"/>	該当	居宅サービス計画、訪問看護計画書
	利用者又は家族等の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
	両名とも保健師、看護師、准看護師又はPT、OT、ST	<input type="checkbox"/>	該当→(I)を算定	ケース記録
	【平成30年4月1日から】 看護職員等と看護補助者による訪問	<input type="checkbox"/>	該当→(II)を算定	
長時間訪問看護加算	【平成30年4月1日から】 看護補助者は訪問看護事業所に雇用されている者	<input type="checkbox"/>	該当	雇用契約書
	1時間30分以上の訪問看護	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供表
	以下のいずれか。 1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 4 真皮を越える褥瘡の状態 5 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	<input type="checkbox"/>	該当	主治医の指示書等
特別地域介護予防訪問看護加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	<input type="checkbox"/>	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住する利用者へのサービス提供	<input type="checkbox"/>	該当	
	通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った	<input type="checkbox"/>	該当	
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応できる体制	<input type="checkbox"/>	あり	
	利用者又はその家族等の同意	<input type="checkbox"/>	該当	
	2回目以降は早朝・夜間、深夜加算の算定である。	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	24時間連絡体制加算(医療保険)の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	<input type="checkbox"/>	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無	<input type="checkbox"/>	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		備考
特別管理加算（Ⅱ）	以下のいずれか。 1 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 2 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 3 真皮を越える褥瘡の状態 4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	<input type="checkbox"/>	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	<input type="checkbox"/>	あり	
	医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無	<input type="checkbox"/>	あり	
サービス提供体制強化加算	1 看護師等ごとに研修の計画策定、実施	<input type="checkbox"/>	該当	研修計画書
	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	<input type="checkbox"/>	定期的実施	会議記録（1月に1回以上）
	3 定期的な健康診断の実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等
	4 勤続年数3年以上の看護師等の数	<input type="checkbox"/>	3割以上	加算別表1を作成すること

点検項目	点検事項	点検結果		備考
初回加算	利用者に対し過去2月に、訪問看護の提供を行っていない場合で、新規に訪問看護計画を作成	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供記録等
退院時共同指導加算	看護師等(准看護師を除く)が退院時共同指導(病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医その他の従事者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供)を実施	<input type="checkbox"/>	あり	提供文書の写し等
	初回加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	
看護体制強化加算	1 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	5割以上	加算別表2を作成すること
	2 算定日が属する月の前6月において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合	<input type="checkbox"/>	3割以上	加算別表2を作成すること
	3 上記1～2の割合について継続的に維持し、その割合及を台帳等により毎月記録している	<input type="checkbox"/>	該当	台帳等
	4 利用者又はその家族の同意	<input type="checkbox"/>	該当	

加算別表 1（サービス提供体制強化加算）

○サービス提供体制強化加算を算定している事業所のみ、記入してください。

人員要件について（前年度実績）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計（人）
①	看護師等の総数（常勤換算）												0.0
②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）												0.0
②/①													#DIV/0!

(%)

※1 前年度（3月を除く）の平均を記入すること。

※2 勤続年数とは各月の前月末日時点における勤続年数をいう。

例 平成30年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成30年3月31日時点で勤続年数が3年以上の者をいう。

※3 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

※4 前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出を行った月以降の実績を提出してください。

加算別表 2（看護体制強化加算）

1 訪問看護事業所（介護予防訪問看護事業所は「2」に記入してください。）【実地指導月前々月の前6月間の状況】

(1) 緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合

実利用者数の総数 ①	
①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数 ②	
緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合 (②/①)	#DIV/0!

(2) 特別管理加算を算定した利用者の割合

実利用者数の総数 ①	
①のうち特別管理加算を算定した実利用者数 ②	
特別管理加算を算定した利用者の割合 (②/①)	#DIV/0!

2 介護予防訪問看護事業所【実地指導月前々月の前6月間の状況】

(1) 緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合

実利用者数の総数 ①	
①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数 ②	
緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合 (②/①)	#DIV/0!

(2) 特別管理加算を算定した利用者の割合

実利用者数の総数 ①	
①のうち特別管理加算を算定した実利用者数 ②	
特別管理加算を算定した利用者の割合 (②/①)	#DIV/0!

※ ①及び②の実利用者数は、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えてください。そのため、①及び②の割合の算出において、利用者には当該指定訪問介護事業所を現に利用していない者も含まれます。

※ 【実地指導月前々月から前6月間の状況】の例：令和2年1月に実地指導が行われる場合→令和元年11月の算定可否を確認するため、令和元年5月から令和元年10月までの6月間当たりの利用者の割合を算出してください。